

(参考2)

中央社会保険医療協議会の所掌事務について

健康保険法第82条 厚生労働大臣は、第70号第1項若しくは第72条第1項の厚生労働省令（療担規則・薬担規則）を定めるとき、又は第63条第2項（食事療養、選定療養）若しくは第76条第2項（療養に要する費用の額）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

この規定を受け、社会保険医療協議会法第2条においては、中央社会保険医療協議会について、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議、答申するほか、自ら厚生労働大臣に建議することができることとされている。

- 療養に要する費用の額（いわゆる診療報酬点数） [健康保険法第76条第2項]
- 入院時食事療養費の額 [健康保険法第85条第2項]
- 特定療養費の額（基礎的部分に係る額） [健康保険法第86条第2項第1号]
- 訪問看護療養費の額 [健康保険法第88条第4項]
- 選定療養の種類 [健康保険法第63条第2項]
- 保険医療機関及び保険医療養担当規則、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 [健康保険法第70条第1項及び第72条第1項]
- 特定承認保険医療機関の要件を定める厚生労働省令（登録省令） [健康保険法第86条第1項第1号]
- 指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。） [健康保険法第92条第2項]